

# 意匠登録出願手続のあらまし

[平成12年 1月 1日以降の出願に適用]

意匠登録出願[願書(説明/特徴記載)・図面(写真・見本)] 識別番号(出願人自身)の付与/包括委任状

電子対応[オンライン]...出願受理/出願番号の通知

方式審査

内容審査

(出願から平均して  
1年6ヶ月から2年程度)

拒絶理由通知

(40日以内)

意見書・手続補正書

拒絶査定

審判請求

拒絶審決

審決取消訴訟

登録査定

(30日以内に納付)

登録料納付

(1~2ヶ月)

登録証交付(登録番号)

(3ヶ月)

意匠登録公報

出願番号は、特許庁で出願を受理した後に付与する整理番号です。以後、特許庁ではこの番号によって手続が処理されます。当所からもこの出願番号によって連絡します。

拒絶理由通知書写し、引用文献写しをお送りしますので当所担当者あてにご連絡下さい。

意見書・手続補正書を提出した場合はその控、費用の請求書をお送りします。

拒絶査定に不服がある場合は、それが特許庁から発送後30日以内に審判を請求し、審判官3名又は5名による慎重な審理を請求することができます。

登録料を納付します。登録査定謄本が特許庁から送られてきますと、当所から直ちに成功報酬及び登録料の請求書をお送りします。この査定謄本が発送されてから30日以内に登録料を納付しなければ、優れたデザインとして認められても出願が却下処分になり権利化されません。当所の指定期限内に早急にお支払い下さい。

登録証をお送りします。  
意匠権を継続するための登録料を毎年納付します。

登録された意匠を掲載した公報が発行されますと、その公報(原本)をお送りします。

1. 意匠登録出願手続では、出願審査請求・出願公開・出願公告(登録異議申立)はありません。

2. 意匠権の場合は、類似する意匠も権利範囲に含まれますが、類似するか否かについて問題が生じる場合があります。あらかじめ、出願と同時に関連意匠として出願・登録しておくことで類似範囲を明確にしておくことができます。ただ、類似する意匠を後日にあらためて出願するのは事実上、困難です。

3. 物品の部分、組物の意匠(構成物品は別に定められている)として出願することも可能です。

4. 物品についての従来にはない特徴ある部分は、それを積極的に審査・審判官に説明することが有効です(特徴記載書の提出)。

意匠権の存続期間は登録日から15年間です。